

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 9 月 1 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 議案第47号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第48号 愛西市企業立地促進条例の制定について
- 日程第 7 議案第49号 愛西市部設置条例の全部改正について
- 日程第 8 議案第50号 愛西市公告式条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第51号 愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 愛西市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第54号 愛西市職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第55号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第56号 愛西市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第15 議案第57号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第16 議案第58号 愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第59号 愛西市草平児童館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第60号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第61号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第62号 愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第63号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第22 議案第64号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第23 議案第65号 平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第24 認定第 1 号 平成26年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第 2 号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第 3 号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第 4 号 平成26年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第 5 号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第29 認定第6号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第30 認定第7号 平成26年度愛西市水道事業会計決算の認定について

日程第31 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第32 決算特別委員会の設置について

日程第33 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第34 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第35 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	杉村 義仁 君
13番	島田 浩 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総務部長	飯谷 幸良 君	企画部長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消防長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君

子育て支援
プロジェクト
担当部長兼
児童福祉課長

伊藤辰明君

監査委員 戸谷静治君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐藤敏彦

議事課長 加納敏夫

書記 山田宗一

書記 服部陽介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年9月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に限り、撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番・石崎たか子議員、8番・吉川三津子議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、6月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る6月26日に委員全員と正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日9月1日から9月25日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より9月25日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月25日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の近藤武議員、お願いいたします。

○3番（近藤 武君）

それでは、海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

平成27年5月29日、日光川水防センターにおいて平成27年第1回臨時会が開催をされました。

付議事件といたしまして、議長選挙につきましては、津島市選出の西山良夫議員が当選されました。副議長選挙につきましては、我が愛西市の八木一議員が当選されました。

続いて、議案第2号：監査委員の選任同意については、議会選出をいたしまして、弥富市の松岡雅樹氏が選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の4番・神田康史議員、お願いいたします。

○4番（神田康史君）

海部地区環境事務組合について、27年6月2日に海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターにおいて臨時会が開かれました。

付議事件として、議長選出は蟹江町出身の奥田信宏氏が当選されました。副議長については、津島市選出の宇藤久子議員が選出されました。

専決第1号として、専決処分の承認について。

予算の関係でありますけれども、補正額2,970万、総予算34億9,377万2,000円であります。

議案第5号として、八穂クリーンセンター第1期基幹的設備改良工事について。

議案第6号として、平成27年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算について、補正額133万7,000円、予算総額33億4,035万5,000円であります。

以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の6番・高松幸雄議員、お願いいたします。

○6番（高松幸雄君）

海部地区急病診療所組合は、去る平成27年6月3日に海部地区急病診療所において、平成27年第2回臨時会が行われました。

付議事件といたしまして、議長選挙については、あま市の岩本一三議員が選ばれました。副議長選挙については、飛島村の小川政徳議員が選ばれました。

同意第1号：監査委員（識見を有する者）の選任については、飛島村の服部高幹副村長が選任されました。

同意第2号：監査委員（議会議員選出）の選任については、当市の石崎たか子議員が選任されました。

続きまして、去る平成27年8月10日に海部地区急病診療所において、平成27年第3回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、認定第1号：平成26年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額1億6,386万8,429円、歳出総額1億3,556万3,894円、差し引き残額2,830万4,535円、全員賛成で認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部南部水道企業団議会議員の17番・大島功議員、お願いいたします。

○17番（大島 功君）

それでは、海部南部水道企業団の報告をいたします。

平成27年第2回定例会が7月29日から8月10日までの13日間の会期で、海部南部水道企業団で開催されました。

付議事件といたしまして、議案第2号：海部南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、これは全員賛成で可決されております。

認定第1号：平成26年度海部南部水道企業団水道事業決算について、収益的収支、収入24億9,629万2,371円、支出24億5,753万8,741円、資本的収支、収入7,701万6,224円、支出7億8,498万9,800円。資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填をされております。認定第1号については、全員賛成で認定されております。

発議第1号：海部南部水道企業団議会の定例会条例の一部を改正する条例について、これは定例会が3回ありましたのを2回にするということで、発議第1号は可決されております。

発議第2号：海部南部水道企業団議会の招集時期を定める規則の一部を改正する規則について、これは発議第1号で決めたことにより、3月、7月、12月に開催されておりました定例会を3月と7月の2回に分けるという発議でございます。第2号につきましては、全員賛成で可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の11番・大宮吉満議員、お願いいたします。

○11番（大宮吉満君）

報告をさせていただきます。

愛知県後期高齢者医療広域連合の平成27年第1回臨時会が平成27年7月21日、名古屋のホテルメルパルクにおいて開催されました。

付議事件といたしまして、議長選挙においては、名古屋市議会議員の小林祥子氏が選ばれました。副議長選挙において、長久手市議会議員の木村さゆり氏が選ばれました。

同意第1号：副広域連合長の選任に関し同意を求めることについては、飛島村村長の久野時男氏が選任されました。

同意第2号：監査委員の選任に関し同意を求めることについて、識見を有する者として小嶋勝氏が選任されました。

同意第3号：監査委員の選任に関し同意を求めることについて、田原市議会議員の大竹正章氏が選任されました。

続いて、平成27年8月17日、同じホテルメルパルクにおきまして、平成27年第2回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第9号：愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数で可決決定されました。

議案第10号におきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で可決決定されました。

議案第11号：平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）におきまして、補正額80億5,390万6,000円、補正後の予算総額といたしまして17億8,060万9,000円で、これにおいては全員賛成で可決決定されました。

議案第12号：平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）におきまして、補正額187億8,081万7,000円、補正後の予算総額といたしまして7,598億6,013万3,000円で、これにおいても全員賛成で可決決定されました。

この議案第11号と12号におきまして、資料を配付させていただきました。基金制度をなくして負担軽減をするということで、国庫補助金の見直しということで、図解で説明した資料であります。後でお目通しください。

認定第1号：平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額92億475万3,327円、歳出総額91億6,722万4,238円、差し引き残額で3,752万9,089円で、これににおきましては賛成多数で可決されました。

認定第2号：平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入総額7,352億3,983万2,430円、歳出総額7,044億9,214万3,095円、差し引き残額といたしまして307億4,768万9,335円で、賛成多数で可決されました。

請願第3号：後期高齢者医療制度の改善を求める請願書におきましては、賛成少数で不採択でございました。

以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○庁舎建設等調査特別委員長（山岡幹雄君）

庁舎建設等調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

庁舎建設等調査特別委員会の結果を報告いたします。

庁舎建設等調査特別委員会は、第15回、8月19日午前10時から開催いたしました。

統合庁舎建設・改修工事の変更内容及び進捗状況について、担当から説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、既存棟の耐震補強はどのように行うのかの質問では、外壁面にグレースを設ける耐震工法を予定しており、この工法は比較的安価に行えて耐震性がないものに対してある程度安全性を確保できるため、一般的に用いられる工法であるという答弁があり、更衣室のロッカー数はこの質問では、職員数が収容できるようになっており、男性200名弱、女性120名程度となるという答弁でした。

また、市民ラウンジ完成後、既存棟にあった絵画等の美術品は設置されるのか。また、その選定方法はどの質問には、美術品の設置は考えており、本庁舎以外の支所にも絵画等あるため、この中からの選定はこれからの課題であるという答弁でした。

次に、統合庁舎整備事業等に係る合併特例債の活用について、財政課長の説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、単年度の償還額の条件について詳しい説明をとる質問では、元金の償還見込み額が約18億ほど予算として見込まれており、これに対して起債の計画では約11億6,000万円ほどを予定している。目安として、この償還見込み額と起債の見込み額の差額分を超えるような新規の借入れは控えるといった考えで計算しているという答弁でした。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成27年4月から平成27年6月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付をいたします。よろしくお願いをいたします。

なお、去る6月17日、日比谷公会堂で開催されました第91回全国市議会議長会定例総会において、大宮吉満議員、大島功議員が議員在職15年以上の表彰を受けられました。

ここに、多年にわたる功績に対し、深甚なる敬意を表するとともに、今回の荣誉ある受賞を心よりお喜びを申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集挨拶

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。



市長、お願いいたします。

## ○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成27年9月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

さて、この7月、8月は納涼祭りなど、市内各地域で多くのイベントが開催され、議員各位にも御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

市民が中心となり、開催されたイベントも多く、今後もこれら市民が先頭に立ち、行っている事業に対しましては、行政といたしましてしっかりとサポートしていきたいと考えております。

また、この夏も大変暑い日が続くとともに、全国各地において局地的な降雨があり、被害が発生した地域もありました。

我々の住むこの地域におきましては、近年大きな災害などは発生しておりませんが、災害がいつどこで発生するかわかりません。その備えといたしまして、先日、8月30日には総合防災訓練を開催させていただきました。今回の訓練では、より実践に近づけた訓練に心がけ、開催をさせていただきました。議員各位を初め、多くの市民の皆様に御参加をいただき、感謝申し上げます。今回の訓練の内容を十分に踏まえ、今後の備えの一つとするとともに、さらなる市民の防災意識の向上に向けつなげていきたいと考えております。今後も、議員各位の御指導、御協力をお願いいたします。

さて、今議会におきましては、条例制定2件、条例の全部改正1件、条例の一部改正8件、指定管理者の指定5件、補正予算3件、人事案件3件、決算認定7件、報告1件の計30件を上程させていただきます。

その中の議案第49号：愛西市部設置条例の全部改正につきましては、来年度に向け、市民や来庁者など、市関係者にとってよりわかりやすく、利用しやすい市役所、体制をとるための組織・機構の見直しを行うものでございます。

また、議案第56号：愛西市水道事業給水条例の一部改正につきましては、愛西市水道事業の水道料金の改正をするものであります。

議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出1億5,917万6,000円の追加をお願いするものでございまして、佐屋北保育園のプール取りかえ工事で682万6,000円、佐屋保健センター事務室改修工事設計監理委託料で99万4,000円、市政10周年記念事業といたしまして、ユネスコ無形文化遺産候補「山・鉾・屋台行事」の市民周知・登録啓発事業といたしまして1,000万1,000円などを計上させていただきました。

また、認定第1号から第7号までの平成26年度の決算認定につきましては、主要施策成果及び実績報告書の内容の詳細をできる限りわかりやすく作成をさせていただきました。

諮問第1号から諮問第3号までにつきましては、人権擁護委員の候補者の推薦についてであり、委員の任期が平成27年12月31日で満了に伴うものでございます。

なお、各議案の内容の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、各議案とも慎重に御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、人事案件につきましては、本日、御議決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第47号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第47号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第47号について御説明をさせていただきます。

議案第47号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、趣旨でございますが、第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございます、これの第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。

これは同一部局内の他の個人番号利用事務で保有する特定個人情報との連携、そして同一地方公共団体の他の機関への提供を可能にするためのものでございます。

第2条の定義は、番号法の定義に基づいて条例で定めるものでございます。

第3条は市の責務を定めたもので、個人番号の利用、庁内連携及び特定個人情報の提供を適正に行うための措置を講じるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲を定めたもので、番号法第9条第2項に基づき、社会保障、税、防災、その他これらに類する事務の範囲内で個人番号を利用する事務を定め、さらに事務を処理するために必要な限度で庁内連携を可能とすることを定めるものでございます。

第5条は、特定個人情報の同一地方公共団体の他の機関への提供について定めたもので、番号法第19条第9号の規定に基づき、特定個人情報の提供の範囲を別表に定め、第2項で他の条例等において当該特定個人情報と同じ内容の情報を含む書面の提出が義務づけられている場合には、書面の提出を省略できることを定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第48号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第48号：愛西市企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、議案第48号：愛西市企業立地促進条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市企業立地促進条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、企業立地を促進するため優遇制度を定め推進する必要があるためでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、愛西市企業立地促進条例の各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条の関係でございますが、これは条例を制定する目的を簡潔に表現したものでありまして、条例全体の基準になるものであります。

第2条では、定義の(1)から(7)の用語の意義を定めております。

次に第3条の関係でございますが、奨励措置といたしまして立地促進奨励金と雇用促進奨励金の2つを規定しております。

次に第4条の関係でございますが、立地促進奨励金の交付要件等を規定しております。

第5条の関係であります。雇用促進奨励金の交付要件等を規定しております。

次に第6条の関係でございますが、奨励措置を受けようとする企業に対する適用申請を規定しております。

次に第7条の関係であります。奨励措置の適用を受けた企業に対しての交付申請等を規定しております。

次に第8条の関係であります。適用企業に対して(1)から(5)までの各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによる届け出を規定しております。

次に第9条の関係であります。奨励金を受ける権利の譲渡等の禁止を規定しております。

第10条の関係であります。適用企業に相続、譲渡、合併等の変更が生じた場合の地位の承継を規定しております。

第11条の関係であります。 (1)から(7)までの各号のいずれかに該当する場合の適用の取り消し等を規定しております。

次に第12条の関係であります。適用企業に対して必要な報告及び立入調査を規定しております。

第13条の関係であります。適用企業に公害防止に関し必要な措置を講ずることを規定しております。

第14条の関係であります。必要な事項については規則で定めることを規定しております。  
なお、参考資料といたしまして、資料1と資料2の愛西市企業立地促進条例施行規則（案）を添付させていただきました。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成27年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第49号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第49号：愛西市部設置条例の全部改正についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第49号について御説明をさせていただきます。

議案第49号：愛西市部設置条例の全部改正について。

愛西市部設置条例（平成17年愛西市条例第5号）の全部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、組織・機構の見直しを行うため必要があるからでございます。

今回の改正に当たっては、統合庁舎完成後の事務を進めるに当たって、市民の方にわかりやすく、また統合庁舎を利用しやすくするため、今の部課の構成を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、第1条、地方自治法の規定に基づきまして、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。第1号といたしまして総務部、第2号企画政策部、第3号市民協働部、第4号健康福祉部、第5号産業建設部、第6号上下水道部でございます。

第2条、部の分掌事務は、次のとおりとする。ここでは各部の所掌事務を定めております。資料1の組織図をごらんいただきたいと思っております。

総務部には、総務課、財政課、税務課、収納課が所属いたします。企画政策部には、人事課、秘書広報課、経営企画課が所属いたします。市民協働部には、市民課、防災安全課、環境課、市民協働課、各支所が所属いたします。健康福祉部には、児童福祉課、高齢福祉課、社会福祉課、健康推進課、保険年金課が所属いたします。産業建設部には、産業振興課、土木課、都市計画課、企業誘致課が所属いたします。上下水道部には、上水道課、下水道課が所属いたします。

今回の条例改正につきましては、全部改正でございますので、資料2で現在の愛西市部設置条例を添付させていただいております。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第50号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第50号：愛西市公告式条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第50号の説明をさせていただきます。

議案第50号：愛西市公告式条例の一部改正について。

愛西市公告式条例（平成17年愛西市条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、掲示場の一部を廃止するため必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、愛西市公告式条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号から第7号までを削る。

新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

現在、条例の交付する掲示場の場所が合併当時のまま市内14カ所になっております。第5号では愛西市役所永和出張所前掲示場、第6号、愛西市役所市江出張所前掲示場、第7号、須依町、西保町、大野町、勝幡町、北河田町、諸桑町、草平町及び西川端町の各掲示場をなくし、各庁舎前の掲示場4カ所とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第51号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第51号：愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第51号について御説明をさせていただきます。

議案第51号：愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正について。

愛西市役所支所及び出張所設置条例（平成17年愛西市条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、総合支所及び出張所を廃止するため必要があるからでございます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

まず、題名でございますが、題名を愛西市役所支所及び出張所設置条例から愛西市役所支所設置条例に改正をいたします。

第1条、第2条、それと第3条で「及び出張所」を削り、第2条の表中、愛西市役所佐屋総合支所を削り、立田、八開、佐織総合支所の「総合」をなくしまして、立田、八開、佐織支所

と改正をいたします。

同じく表中の愛西市役所市江出張所、愛西市役所永和出張所の項を削るものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条、第2条、同条の表、愛西市役所永和出張所の項及び第3条の改正規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第52号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第52号：愛西市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第52号の説明をさせていただきます。

議案第52号：愛西市個人情報保護条例の一部改正について。

愛西市個人情報保護条例（平成21年愛西市条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正する必要があるからでございます。

資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第1条は、本条例で定義している個人情報を番号法で規定する特定個人情報を含むものまで範囲を広げるものでございます。

第2条は用語の定義を定めておりまして、第4号から第7号を新しく加え、第9号で個人情報を特定個人情報を含むものまで範囲を広げるものでございます。

第3条、第4条、第7条は、それぞれ特定個人情報を含むものにまで範囲を広げ、第10条から第12条につきましては、保有特定個人情報の利用、提供の制限と、その適用除外の規定を追加しております。

第13条には特定個人情報保護評価を行う場合で、必要があるときは愛西市情報公開審査会の意見を聞く項目を追加しております。

第14条は、保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求について、各請求権に係る代理人の範囲を未成年者及び成年被後見人の法定代理人に加え、本人の委任による代理人にまで広げるものでございます。

第33条でございます。第33条は、保有特定個人情報の訂正があった場合の通知及び通知先について追加をしており、さらに通知先につきましては次の号で2つに区分しております。第1号におきましては、情報提供と記録を除く保有特定個人情報を訂正した場合に、当該保有特定個人情報の提出先へ通知をする項目を、また第2号におきましては、情報提供と記録を訂正し

た場合に、総務大臣及び番号法の第19条第7号に規定する情報紹介者または情報提供者に通知する項目を追加するものでございます。

第34条第2項につきましては、違法に取得した保有特定個人情報の利用停止請求権の項目を追加するものでございます。

第34条第4項におきましては、保有特定個人情報のうち情報提供と記録の利用停止請求権を適用除外とするものでございます。

第44条以降につきましては、出資法人の責務や苦情処理、罰則規定に保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を追加するものでございます。

本文に戻っていただきまして、4ページの下段に附則がございますが、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については各号に定める日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第53号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第53号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

議案第53号について御説明いたします。

議案第53号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございませぬ。

提案理由といたしまして、指定管理者制度を導入して愛西市市江地区コミュニティセンターを管理するため、改正する必要があるからであります。

次のページをお願いいたします。

愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

第1条を改正し、第9条及び第10条を加えるものでございます。

内容に関しましては、別紙、議案第53号、資料の新旧対照表で御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず第1条関係の地方自治法第244条の2に関しましては、条例で定めるところにより指定管理者に施設の管理をお願いすることと、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができることを定めたものであります。

第9条に関しましては、従来市長が施設の管理者であったものを指定管理者に施設の管理を

お願いする内容を具体的に定めたものであります。

次のページをお願いします。

第10条に関しましては、施設の利用料などに関して具体的な内容を定めたものであります。

本文のほうへお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行しますが、指定管理者が業務開始する以前に市長が行った許可等の行為は、指定管理者が行った行為とみなすことを規定したものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第54号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第54号：愛西市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第54号について説明をさせていただきます。

議案第54号：愛西市職員の再任用に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の再任用に関する条例（平成17年愛西市条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、改正するものでございます。

こちら資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則第2項中、「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を、「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改めるものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第55号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第55号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第55号：愛西市手数料条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定め

るものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市手数料条例の一部を次のように改正するものであります。内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

個人番号カードは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法といいます。附則第1条第4号に掲げる規定の日、平成28年1月1日から公布されますが、通知カードは番号法の施行の日、平成27年10月5日から交付されます。

別表第1(1)では、通知カードは1件500円及び個人番号カード1件800円の新規交付につきましては、個人番号カード交付事務補助金の補助対象経費となりますが、再交付につきましては補助対象外となるため手数料を徴収するものでございます。

なお、住民基本台帳カードは今年末、平成27年12月31日で新規交付はできませんので、28年1月1日から削除するものでございます。

また、(2)では議案第57号：愛西市火災予防条例の一部改正に伴うものであり、消防法令等の改正に伴う火災予防条例第47条、タンクの水張り検査等の提出に伴い、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に基づき所要審査及び完成検査を行うことにより、手数料を徴収するものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則としましては、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議案第56号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第56号：愛西市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第56号について御説明申し上げます。

愛西市水道事業給水条例の一部改正について。

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは使用料金を改定する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例でございます。愛西市水道事業給水条例の一部を改正する条例。

愛西市水道事業給水条例（平成17年愛西市条例第141号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表に基づきまして御説明をさせていただきますので、資料の1ページをごらんください。

左側が改正後で、30条関係でございます。「給水使用料の額」の次に「に100分の108を乗じて得た額」を加え、「10円」を「1円」に改めるものでございます。現在、内税方式となっている料金体系を外税方式に変更、消費税の転嫁方法を内税方式から外税方式に改めます。税抜き価格で計算した額の基本料金と超過料金の合計に消費税相当額を加算し、1円未満は切り捨てるものといたします。

次に、別表第30条関係でございます。今回、佐織地区と八開地区の給水使用料でございます。基本料金及び超過料金等の体系の統一及び基本料金、超過料金及び臨時料金を改定し、そのうち超過料金の21立方メートル以上から30立方メートル以下及び31立方メートル以上から40立方メートル以下の部分を統一するものでございます。

左側が改正後で、1. 給水使用料（1カ月につき）（八開地区）の表でございます。

まず、表左側の用途及び種別でございますが、佐織地区と同様に一般用、官公署、その他団体施設用、学校含むということで、改正前はこれが分かれていたものを一本化させていただき、新たに共用栓を加えさせていただくものでございます。

次に、一般用の基本料金は改正前の使用料20立方メートルまでを佐織地区と同様の10立方メートルに、改正前税込み料金3,564円を、税抜料金で1,650円に改定し、超過料金は体系を佐織地区に合わせ、改正前の1段階から改正後5段階に改めます。

料金は、改正前一律の1段階1立方メートル当たり税込み178円20銭を、改正後は各段階税抜料金で1立方メートル当たり11立方メートルから20立方メートル以下は165円、21立方メートル以上から30立方メートル以下は165円、31立方メートル以上から40立方メートル以下は175円、41立方メートル以上から75立方メートル以下は190円、76立方メートル以上は195円としております。

表の右側は臨時用でございます。これにつきましては、工事現場など仮設用の短期使用に係る使用料でございます。改正前は1立方メートル当たり税込み237円を、税抜280円に改定いたします。

次に、共用栓につきましては、八開地区改正前はございませんでしたが、佐織地区と同様の体系とし、基本料金は一般用の基本料金に戸数を乗じて得た金額、超過料金は一般の超過料金の戸数を乗じて得た金額としております。

2ページをごらんください。

左側が改正後で、2. 給水使用料（1カ月につき）（佐織地区）の表でございます。

まず、一般用でございますが、基本料金の水量は従前と変わらず、料金は改正前税込み1,131円を、税抜1,200円に改定いたします。

超過料金の体系は従前水量及び5段階で変わらず、料金は各段階1立方メートル当たり11立方メートル以上から20立方メートル以下は、改正前税込み128円57銭を税抜135円に、21立方メ

一トール以上から30立方メートル以下は、改正前税込み154円28銭を税抜165円に、31立方メートル以上から40立方メートル以下は、改正前税込み164円57銭を税抜175円に、41立方メートル以上から75立方メートル以下は、改正前税込み216円を税抜220円に、76立方メートル以上は改正前税込み246円85銭を税抜230円としております。

表右側が臨時用の料金でございます。1立方メートル当たり改正前税込み380円を税抜355円に改定としております。

次に、共用栓につきましては何ら改定ございません。

本文2ページへお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以下、経過措置について規定をしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第57号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第57号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（飯谷修司君）

それでは、議案第57号：愛西市火災予防条例の一部改正につきまして御説明させていただきます。

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準について政令の規定に準拠するため、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市火災予防条例の一部を次のように改正するものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明をさせていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

危険物の規制に関する政令及び火災予防条例準則を準拠するに当たり、第47条にタンクの水張り検査等を追加するには、もともと第47条に委任がありましたので委任以下を取り下げ、取り扱うタンクを製造し、または設置しようとする者の申し出により、当該タンクの水張り検査

または水圧検査を行うことができることとする。一部改正するものであります。

前ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第58号及び日程第17・議案第59号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第58号：愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定についてと、日程第17・議案第59号：愛西市草平児童館の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、初めに議案第58号について説明をさせていただきます。

議案第58号：愛西市勝幡児童館の指定管理者の指定について。

愛西市勝幡児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市勝幡児童館、指定管理者となる団体、愛西市江西町宮西38番地、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市勝幡児童館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市勝幡児童館指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第59号に移らせていただきます。議案第59号をごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第59号：愛西市草平児童館の指定管理者の指定について。

愛西市草平児童館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市草平児童館、指定管理者となる団体、愛西市西川端町小城64番地4、社会福祉法人西川端保育園、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市草平児童館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市草平児童館指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第60号から日程第20・議案第62号まで（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第60号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についてから、日程第20・議案第62号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、初めに議案第60号について説明をさせていただきます。

議案第60号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田北部子育て支援センター、指定管理者となる団体、愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福社会、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市立田北部子育て支援センター指定管理者候補者選定結果を添付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第61号に移らせていただきます。議案第61号をごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

議案第61号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田南部子育て支援センター、指定管理者となる団体、愛西市須依町前田面157番地、社会福祉法人美和多福社会、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市立田南部子育て支援センター指定管理者候補者選定結果を添付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第62号に移らせていただきます。議案第62号をごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

議案第62号：愛西市開治子育て支援センターの指定管理者の指定について。

愛西市開治子育て支援センターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、

市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市開治子育て支援センター、指定管理者となる団体、愛西市二子町上丸島92番地1、社会福祉法人八開福社会、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由といたしましては、愛西市開治子育て支援センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市開治子育て支援センター指定管理者候補者選定結果を添付させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第63号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

議案第63号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,917万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億266万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入より御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金で、児童福祉運営費負担金ですが、公定価格単価の確定に伴い、6,437万5,000円の追加計上でございます。

第2項国庫補助金で、社会資本整備総合交付金ですが、文化会館修繕工事実施設計委託に伴い、50万6,000円の追加計上でございます。

第3項の国庫委託金で、基礎年金事務委託金ですが、国民年金法の改正に伴うシステム改修で31万3,000円を計上させていただいております。

第14款県支出金では、第1項県負担金で、児童福祉運営費負担金ですが、公定価格単価の改定に伴い、3,218万8,000円の追加計上でございます。

先ほど御説明をいたしました国庫負担金とこの県負担金は、私立保育園の運営費から国基準の保育料を控除した額が補助基準となり、国の補助率は2分の1、県の補助率は4分の1、市の負担は4分の1であります。市の保育料徴収額と国基準の保育料の差額分は市が補うこととなります。

続きまして、第2項の県補助金で、市町村振興事業費補助金ですが、尾張津島天王祭のユネスコ無形文化遺産登録に向けての啓発事業に伴い、500万円を計上させていただいております。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金で、前年度精算に伴い、後期高齢者医療特別会計により170万9,000円を繰り入れるため、補正計上させていただいております。

第2項基金繰入金で、財政調整基金より3,491万2,000円を追加計上させていただいております。

ページをはねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

上段からの説明になりますが、公共事業整備基金繰入金で、5億9,800万円の減額となっております。これは総合庁舎整備事業に係る合併特例債の活用による財源更正に伴う減額であります。

第19款諸収入であります。第4項受託事業収入で、受託園児保育所運営費等ですが、公定価格単価の確定に伴い、1,244万7,000円の追加計上でございます。

また、第5項雑入においては、後期高齢者医療で26年度療養給付費負担金の精算で772万6,000円を追加計上し、関係歳出に充当させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

第20款市債で、5億9,800万円の増額となって計上させていただいております。これは統合庁舎の整備事業に係る合併特例債の活用による財源更正に伴う増額であります。

歳入については以上でございます。

ページをはねていただきまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項第7目統合庁舎整備費につきましては、財源振替であります。

これ以降の歳出につきましては、それぞれ所管部長より説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。初めに、福祉部長より御説明いたします。

#### ○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

それでは、福祉部所管について御説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費におきまして、介護保険特別会計の認知症初期集中支援推進事業委託料の財源として、一般会計のほうから56万9,000円を繰り出すものでございます。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より御説明させていただきます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、福祉部所管のうち児童福祉関連の補正について御説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをよろしくお願ひします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、1億3,638万7,000円の増額補正をお願いしております。これは平成27年度予算編成時期に公定価格単価が未確定で、前年度の保育単価をもとに予算の計上をしました施設型給付費でございますが、今回公定価格単価の確定に伴い新単価で積算をし直し、不足分を補正計上させていただいたものでございます。

同じく3目保育園費、15節工事請負費におきまして682万6,000円の増額補正をお願いしております。これは、老朽化し亀裂等を補修で対応してきました佐屋北保育園のプール取りかえ工

事費で、設計額の確定に伴い、今回補正の計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。続きまして、市民生活部長より御説明申し上げます。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、歳出につきまして市民生活部所管に関するものにつきまして説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、3目保険年金費におきまして13節委託料で、国民年金法の改正に伴い、プログラム修正委託料31万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、6目老人保健医療費におきまして、23節償還金、利子及び割引料で、老人保健医療費に対する国庫負担金、診療報酬支払基金交付金の精算に係る過年度分の償還金といたしまして、256万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、6目保健衛生施設費におきまして、佐屋保健センター事務室をOAフロアにするための改修工事設計監理委託料としまして、99万4,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願います。次は教育部長より御説明申し上げます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

それでは、教育部の所管に関するものについて、御説明させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、3目文化会館運営費、13節委託料におきましては、152万円をお願いしております。これにつきましては、文化会館の天井材の一部にクリソタイルを含む天井材が使用されているため、撤去するための実施設計を委託するものでございます。

次に、5目文化財費におきましては、国重要無形民俗文化財でユネスコ無形文化遺産登録候補の尾張津島天王祭の朝祭で、主役で市江車を市内外へ広く周知し、登録に向けての意識啓発を図るための事業を実施するため、8節報償費92万8,000円、9節旅費2万4,000円、11節需用費84万2,000円、13節委託料で82万7,000円の追加をお願いするものでございます。

以上で、平成27年度愛西市一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほうお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第64号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第64号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第64号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ254万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,632万8,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書9ページと10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金として83万1,000円の追加をお願いするものです。これは前年度の保険料負担金額の確定により精算に伴う補正でございます。

また、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金としまして170万9,000円の追加をお願いするものです。

歳入につきましては、1枚戻っていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金としまして254万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで教育部長より、議案第63号に関する説明に訂正を求められておりますので、発言を許します。

○教育部長（石黒貞明君）

先ほどの補正予算の説明で、13節の委託料につきまして82万7,000円と申し上げましたけれども、820万7,000円でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第65号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・議案第65号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

議案第65号：平成27年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,289万5,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきます。

申しわけありません、11、12ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費におきまして、認知症初期集中支援推進事業を本年10月からあま市とともに七宝病院へお願いする経費の愛西市分265万2,000円の委託料でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金につきましては、平成26年度の実績に基づく精算による介護給付費負担金、地域支援事業交付金、システム改修補助金について、国・県等へ1,132万3,000円を返還するものでございます。

歳入につきまして、戻っていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いします。

認知症初期集中支援事業委託料の財源としまして、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料の第 1 節、特別徴収分51万3,000円と、第 2 節、普通徴収分 5 万7,000円と、4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の100万9,000円と、6 款県支出金、3 項県補助金、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の50万4,000円と、8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、はねていただきまして9、10ページの第 3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の56万9,000円を充てさせていただくものでございます。

また、平成26年度実績に基づく精算としましては、申しわけありませんが、7、8 ページに戻っていただきまして、5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金につきましては、収入不足分の11万7,000円を受け入れるものでございまして、はねていただきまして、9 ページ、10ページの 9 款繰越金につきましては、返還金の財源として充てさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・認定第 1 号から日程第30・認定第 7 号まで（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・認定第 1 号：平成26年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第30・認定第 7 号：平成26年度愛西市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（佐藤信男君）

認定第 1 号：平成26年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、概要の御説明を申し上げます。

平成26年度愛西市一般会計歳入歳出の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第 3 項の規定により、別冊の監査委員さんの意見を付して議会の認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、御配付させていただいております別冊の平成26年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算の主要施策成果及び実績報告書により順次御説明をさせていただきます。

それでは、実績報告書の 4 ページをお願いいたします。

平成26年度の一般会計決算額の歳入総額は258億8,431万2,509円であり、歳出総額は244億1,213万9,322円となりました。

歳入歳出差引額につきましては14億7,217万3,187円となり、このうち繰越明許費及び継続費

通次繰越費で平成27年度に繰り越すべき財源の2億2,751万5,263円を差し引いた実質収支額12億4,465万7,924円を平成27年度へ繰り越すものでございます。

以下、歳入より順次御説明させていただきますが、初めに市税の関係につきまして総務部長より御説明いたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、最初に市税の関係から説明をさせていただきます。

実績報告書の9ページをお開きいただきたいと思います。

1款市税の関係でございますが、平成26年度収入額といたしましては73億4,575万4,350円となり、前年度と比較いたしまして1億2,810万8,855円、率にして1.8%の増収という結果になりました。

税目ごとの内容について説明をいたします。

まず、市民税の関係でございます。収入額につきましては34億6,044万9,169円となり、前年度と比較いたしまして7,106万5,182円、2.1%の増収となっております。要因等を分析した結果、個人市民税につきましては、給与所得、退職所得等の減少に伴い0.8%の減収となりましたが、法人市民税におきまして企業の業績回復に伴い40.6%の増収となりまして、全体として2.1%の増収という決算額となっております。

続きまして、固定資産税の関係でございます。収入額34億4,182万4,737円となり、前年度と比較して5,738万3,830円、1.7%の増収となっております。要因といたしましては、土地につきましては住宅用地に係る負担調整措置の上限引き上げなどにより、課税標準額が増額となり、また家屋につきましても新增築家屋の増加により増額となりました。また、償却資産については、経年による原価に伴い減額となりましたが、固定資産税全体といたしましては1.7%の増収という結果となっております。

続きまして、軽自動車税でございます。収入額1億1,510万7,100円と、前年度と比較して413万4,000円、3.7%の増収となっております。こちらの要因といたしましては、低燃費や環境配慮による軽四乗用車の増加が顕著にあらわれておりまして、それが増収という結果になっていると捉えております。

次に、市たばこ税でございます。収入額3億2,837万3,344円と、前年度と比較いたしまして447万4,157円、1.3%の減収となりました。減収の要因といたしましては、市民の健康志向の高まりに伴う喫煙者数の減少や施設での禁煙、分煙等による喫煙機会の減少が主なものと分析いたしております。

市税につきましては以上でございます。次に、企画部長から他の交付金関係について説明を申し上げます。

○企画部長（佐藤信男君）

私からは市税以外の主な歳入について御説明させていただきます。

11ページのほうをお願いいたします。

第2款地方譲与税から第7款自動車取得税交付金までの金額の増減につきましては、好調な

企業業績が見られ、配当割交付金の増額や地方消費税の消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金が社会保障財源分として交付され増額となったものの、国の好循環がまだ地方まで波及していない状況であり、まだまだ厳しい状況であると捉えております。

12ページのほうをお願いいたします。

第9款の地方交付税では、前年対比0.5%の減となりました。主な要因といたしまして、地方消費税交付金の増額に伴い、基準財政収入額がふえた結果、全体として減額になったと考えております。

次に、17ページのほうをお願いいたします。

第20款市債の関係では、56.1%の増となりました。内容につきましては、統合庁舎整備事業を初め6事業については、合併特例債で交付税措置率が元利償還金の70%でございます。海部地方消防指令センター負担金につきましては、緊急防災減災事業債で、交付税措置率は元利償還金の80%でございます。臨時財政対策債につきましては12億円となっており、交付税措置率は元利償還金の100%です。

なお、実績報告書の19ページ、20ページに市債に関する調べ、21ページに基金残高一覧表を参考資料として添付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で歳入の説明とさせていただきます。次に歳出の主な項目について、最初に総務部長より御説明いたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、最初に総務部所管の歳出の主な内容について説明をさせていただきます。

歳出の24ページをお開きいただきたいと思います。

所管につきましては人事課でございますが、人事給与システム改修事業について職員に手渡しをしておりました給与明細書等を出退勤システムを活用したデータ配信に変更したものでございます。

次に、秘書課の所管になりますが、秘書事業といたしまして、老朽化した市長公用車を買いかえたことにより、前年度より増額となっております。

25ページ、広報事業でございますが、広報「あいさい」の毎月発行、市のホームページについて災害時でも対応できるようサーバーのクラウド化、そしてより利用しやすいトップ画面に変更、またコミュニティーFM放送運営に際し、関係市町村で補助をいたしました。

28ページをお願いします。

総務課の所管になります。公共施設ごみ収集、処理事業でございますが、市役所初め市内35の公共施設から排出される廃プラスチックを適正に処理したものでございます。

29ページでございますが、公有財産管理事業で、土地の測量や鑑定の実施を委託をしたものでございます。昨年に比べて取り扱い件数が大きくふえたため、増額となっております。

31ページをお願いいたします。

施設整備課の所管となる統合庁舎建設・改修事業でございます。統合庁舎建設改修工事といたしまして、平成25年度から27年度にかけて工事を行っておりますが、26年度は増築棟の完成

によりまして、引っ越し業務委託料、建設改修工事費、駐車場整備工事、社会福社会館取り壊し工事、備品購入費等で決算額が大きく増加をしております。

32ページからは安全対策課の所管になりますが、33ページをお開きいただきたいと思います。

災害対策推進事業でございますが、デジタル同報系防災行政無線の整備を初め非常用備蓄品の購入や社会福社会館の跡地に防災備蓄倉庫の建設を行うなど、災害に強いまちづくりを推進いたしました。

次に、企画部長から説明をさせていただきます。

○企画部長（佐藤信男君）

それでは、企画部所管の主な項目について御説明させていただきます。

最初に35ページをお願いいたします。

企画課の関係で、下段の行政改革推進事業におきましては、行政改革推進委員会において行政改革第3期推進計画の実効性及び取り組み状況の審議をお願いしております。

次に、39ページをお願いいたします。

財政課の関係で、ふるさと応援寄附金事業におきまして、愛西市のPRや農業振興を目的に市外在住の寄附者に対してお礼に特産の農産物等を贈呈しております。

続きまして、40ページをお願いします。

情報管理課の関係では、電子計算一般事業におきまして、電算事務委託料のうち庁舎整備に伴うネットワーク構築作業及び電算室におけるサーバー機器等設定作業を実施させていただきました。

企画部の所管については以上でございます。

続きまして、福祉部長より御説明させていただきます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

福祉部所管の主なものについて御説明させていただきます。

46ページをお願いいたします。

下の表でございますが、社会福社会館、総合福祉センター及び障害者支援施設指定管理委託でございますが、立田第2社会福社会館が平成26年度当初から市の直営となった関係、それから佐屋社会福社会館が平成26年7月末をもって廃止になったことによりまして減額となりました。

49ページをお願いします。

障害者共同生活介護等事業補助でございますが、対象者の増加は余りありませんが、施策の浸透による利用が伸びまして支出が増加しております。

56ページ、上の表をお願いします。

障害者総合支援給付費扶助でございますが、利用者数が伸びまして、またそれ以上に各事業の利用が伸びまして支出が増加しております。

その下の表で臨時福祉給付金費でございますが、消費税率引き上げに伴う低所得者対策として暫定的、臨時的な措置として支給をいたしました。

57ページ、上の表で、障害児通所給付費扶助につきましても、対象者の変化は余りございませんが、利用日数等事業が浸透しまして支出が増加しております。

62ページ、上の表で、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業でございますが、高齢化の進展によりまして対象者でありますひとり暮らし老人、高齢者世帯の増加とともに利用が増加しております。

63ページ、上の表でございます。シルバー人材センター補助事業でございますが、愛西市シルバー人材センター佐屋支所が佐屋の社会福祉会館内から永和出張所内へ平成26年7月末をもって移転をした関係で、その移転費用を増額補助いたしました。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より御説明申し上げます。

○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、福祉部所管のうち児童福祉関連の主な事業について御説明をさせていただきます。

65ページ、下の表、子ども子育て支援事業をごらんください。

子ども・子育て支援新制度に向けまして、平成27年度から5カ年の事業計画の策定を進めました。平成25年度のニーズ調査をもとに教育・保育の見込みと、過去方策を主に掲載してございます。子ども・子育て会議を5回開催いたしました。

はねていただきまして、68ページの下表、民間保育所に対する運営費、特別保育事業費の補助事業でございます。平成25年度と比較し大幅な減になっておりますが、これは平成25年度が勝幡、西川端、美和多保育園の3園の緊急整備事業が重なったのに対しまして、平成26年度はこれに相当する整備事業がなかったためでございます。

はねていただきまして、69ページ下段の永和保育園駐車場整備工事であります。駐車場不足の問題を解決するために実施したものでございまして、工事面積は1,416平米でございました。

はねていただきまして、72ページをごらんいただけますでしょうか。

消費税率の引き上げに際しまして、子育て世帯への影響を緩和する目的で国・県で臨時的な給付措置が実施をされました。上段が国の子育て世帯臨時特例給付金で、児童手当の対象となる児童1人当たり1万円が支払われております。所得制限を超える方、臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者は対象から除外をされております。下段が県の子育て支援減税手当で、国と同様に児童1人当たり1万円が支払われております。県の場合は臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者は除外とはなりませんので、支給対象者としましては国と比較して多くなっております。

福祉部所管のうち児童福祉関連につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。次に、市民生活部長より説明をさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管に関する部分につきまして御説明をさせていただきます。

73ページをお願いします。

保険年金課の関係でございますが、国民年金事業の年度末の実績と年金相談の利用状況でございます。収納関係では、国の納付特例等の取り組み強化によりまして収納率が高くなっております。

次に、76ページをお願いいたします。

子ども医療費といたしまして、小学校6年生までの入院、通院及び中学校1年生から中学校3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成させていただきました。

続きまして、健康推進課の関係でございます。

77ページをお願いいたします。

予防接種事業でございますが、平成26年10月より水痘、高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となり、実施させていただいております。

次に、80ページをお願いいたします。

がん検診事業でございますが、がん検診と特定健診（後期高齢者健診）案内チラシの一体化、がん検診対象者に受診券による個別通知の実施、集団検診の予約専用電話（コールセンター）によります申し込みによりまして、受診率が向上いたしました。

次に、88ページをお願いいたします。

環境課の関係でございます。

住宅用太陽光発電システム設置整備事業の補助金としまして、地球温暖化防止対策の一環としまして市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するため助成をいたしました。

次に、90ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、最終処分場適正化設計委託料としまして、雀ヶ森町にあります最終処分場のごみの組成分、ごみの量、保有水の水質・水量、周辺的生活環境調査を実施しまして、適正化実施計画を策定いたしました。

以上でございます。次に、経済建設部長より御説明申し上げます。

○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、経済建設部所管の主な部分について御説明をさせていただきます。

95ページをお願いします。

経済課関係でございますが、農業振興事業の中段、委託料といたしまして、社会情勢の変化に計画内容を合わせ、農業振興地域整備計画策定委託料として市の土地利用の見直しを図ったものであります。

負担金、補助及び交付金につきましては、上から5番目の農畜産業振興会の関連でございますが、農業者と消費者等の交流を深めるフェア等に参加をしました。また、昨年12月5日、6日に開催をしました農畜産物品評会では、出展数につきましては269点でありました。この

品評会は、農業技術の向上や栽培農家の研究意欲の高揚を図る目的で開催をしております。

続きまして、その下の水田農業対策事業についてでございますが、生産調整助成金といたしまして、集団転作作物の麦、大豆の面積154万2,056平米の支援を行っております。

続きまして、97ページをお願いいたします。

下段の湛水防除事業負担金と、98ページ上段の地盤沈下対策事業負担金でございます。これにつきましては、県等が施行しました事業費を流域面積割等により負担をし、排水機場及び排水路等の整備を図ったものでございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。

土地改良区補助事業でございます。これは各土地改良区がその改良区内において実施をいたしました農業基盤整備促進事業、単独土地改良事業、適正化事業及び緊急農地防災事業等に対して、その事業費の一部を補助することによりまして、排水路等の整備を図ったものでございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

多面的機能支払交付金事業における共同活動30地区と、向上活動を実施しました22地区の団体に対しての交付金と業務委託料でございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。

商工振興事業でございますが、商工会補助金につきましては商工会の事業費、給与費の一部を助成し、商工会の健全な育成・発展を図りました。また、小規模企業等振興資金保証料補助金27件につきましては、小規模企業者の経営振興に寄与するとともに負担の軽減を図りました。また、観光協会補助金につきましては、観光協会の健全な育成と観光資源をPR、発信し、活用を図ったものであります。そして、小規模企業等の振興資金融資預託金によりまして、中小規模の商工業者の経営振興を図ったものでございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

建設課関係でございます。土木総務一般事業におきまして、道路台帳更新業務委託料として、1級路線30本、2級路線69本、その他路線3,146本の道路管理をさせていただいております。

続きまして、104ページの道路維持一般事業と、105ページの道路新設改良一般事業において、市道整備を行ったことにより、通行者の安全と利便性の向上を図ったものでございます。

105ページの中段の公有財産購入費でございますが、市道整備のための必要な用地の確保をいたしました。

続きまして、106ページをお願いいたします。

交通安全対策事業でございますが、教育委員会及び関係機関と合同点検を行い、危険箇所の対策として安全・安心な道路整備を図ったものであります。

続きまして、108ページをお願いいたします。

都市計画課関係でございます。民間木造住宅耐震診断委託料でございますが、これは旧基準の木造住宅の耐震化を促進するため、対象となる木造住宅の耐震診断を90棟行ったものでございます。民間木造住宅の耐震改修費補助金につきましては、木造住宅の倒壊等による災害防止を図るため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施した8戸に対して助成を行ったものでござ

います。

109ページをお願いいたします。

駅前広場等維持管理事業の関係で、一番下の藤浪駅前広場のシェルター塗装工事を施工しました。

続きまして、企業誘致対策課関係でございます。

111ページをお願いいたします。

地区計画策定事業といたしまして、市街化調整区域における工業地開発に係る地区計画の作成を行ったものであります。

土壌調査事業につきましては、企業誘致を計画している南河田地内の土壌調査等を行い、関係機関への届け出書類や報告書の作成を行ったものでございます。

続きまして、112ページをお願いします。

埋蔵文化財発掘調査事業におきましては、埋蔵文化財の包蔵地が計画区域内に存置することが開発に支障を来さないようにするため、必要な発掘調査を実施したものであります。

以上であります。続きまして、消防長より御説明を申し上げます。

○消防長（飯谷修司君）

それでは、消防費の主な事業について御説明させていただきます。

113ページをごらんください。

消防本部総務課、非常備消防事業費でございます。公有財産購入費でございますが、消防団詰所兼車庫を借地で利用しておりましたが、契約更新時に地権者より要望があり購入したものでございます。

続きまして、114ページをお願いいたします。

消防施設等整備事業でございますが、耐震性貯水槽新設工事では、鶯多須町開治小学校と森川町立田南部地区防災コミュニティセンターの2カ所に設置し、主に地震等の災害時に備えました。また、消火栓新設工事では、八開地区4カ所を初め市内10カ所に設置し、消防水利の充実を図りました。備品購入費では現在使用されている車両の更新整備として、高規格救急車1台を消防署に配備し、迅速かつ高度な救命措置や、水槽つきポンプ自動車を1台分署へ配備し、消火上有効な泡消火システム、いわゆるC A F Sにより消火活動の効率化を図りました。

続きまして、115ページをお願いいたします。

消防課事業費でございますが、救命講習では学校、一般事業所、市民まで幅広く多数の方に受講いただき、A E Dの取り扱いなどを含めた救命処置による救命率の向上を図りました。また、備品購入では災害現場での迅速、的確な救助、救命活動の遂行に必要な潜水器具や救助救急資機材の更新や新規導入を図りました。

次に、116ページの教育及び資格取得から救急救命士養成まででございますが、ここ数年、多数の退職者に伴う新人職員の増員に対し、消防力の低下が生じないように年齢バランスを考慮した、特に新入職員への資格の取得や教育を重点的に図っております。また、海部地方消防指定センターでは、通信指令業務の共同運用に伴う経費のほかに、消防救急無線のデジタル化に

向けた整備を行いました。

続きまして、117ページ、予防事業でございますが、「火の用心」グラウンドゴルフから防火教室・署内見学まで幼児期から高齢者に至るまで幅広い火災予防啓発事業の展開や、地震体験による災害の予防及び災害対策に対する意識の高揚を図りました。また、住宅用火災警報器普及啓発では、グラウンドゴルフ大会や消防の広場などのイベント時に設置普及の促進を図りました。

以上でございます。次に、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、教育部の所管に関する主な部分について御説明させていただきます。

119ページをお願いいたします。

学校教育課の関係でございますが、下の表でございます。特別支援教育支援員配置事業としまして、市内の小・中学校に在籍する障害等のある児童・生徒の介助、支援が行われるよう特別支援員を配置、学校の円滑な運営を図りました。

次に、123ページをお願いします。

下の表でございます。小学校施設耐震化・環境整備事業としまして、子供たちの安全で快適な学習、生活環境を確保するため、施設の改修、改善を行いました。主な工事としまして、永和小学校北校舎西棟トイレ改修工事、市江小学校北校舎屋上防水改修工事、佐屋小学校廊下床改修工事などがございます。

次に、127ページをお願いいたします。

下の段の中学校施設耐震化・環境整備事業といたしまして、こちらも生徒たちの安全で快適な学習、生活環境を確保するため、施設の改修、改善を行いました。委託料としまして、屋内運動場非構造部材耐震改修工事設計を4中学校で、工事請負費では校舎飛散防止フィルム張り工事を5中学校で実施いたしました。

次に、130ページをお願いいたします。

上の表の学校給食事業といたしまして、児童・生徒にバランスのとれた食事を提供することにより、児童・生徒の健康の増進、体位の向上を図りました。

次に、133ページをお願いいたします。

社会教育課の文化財事業といたしまして、中段の白い丸印の3番目でございますが、愛西市ゆかりの文化人、横井也有に関する歴史講演会並びに特別展を開催いたしました。

次に、134ページをお願いいたします。

佐織公民館管理運営事業では、市民に学習機会を提供していくため各種講座を開催いたしました。

次に、136ページをお願いいたします。

文化会館管理運営事業でございます。これも佐織公民館と同様に文化会館の講座として各種講座を開催、また工事請負費といたしまして、日光川下流域下水道への接続工事を行いました。

次に、138ページをお願いいたします。

図書館管理運営事業といたしまして、中央図書館、佐織図書館、立田図書館におきまして、図書資料、視聴覚資料の収集に努め、市民の皆さんの利用サービスの向上を図りました。

次に、142ページをお願いいたします。

社会体育課の関係でございます。下の段の体育施設指定管理委託事業といたしまして、体育館を初め屋外スポーツ施設や学校体育館施設など、管理運営を委託し、施設の有効利用を図りました。

以上で平成26年度一般会計歳入歳出決算について説明を終わります。次に、市民生活部長より御説明申し上げます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、認定第2号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

成果表150ページからでございます。

まず、150ページの事業勘定をお願いいたします。こちらにつきましては、歳入決算額は78億8,295万6,991円、歳出決算額は75億119万7,942円、差引額としまして3億8,175万9,049円を平成27年度へ繰り越しをいたしました。

歳入のうち、国保税の収入が17億5,018万9,199円、収入未済額が4億4,535万413円となっております。また、現年度分の徴収率につきましては、93.57%となっております。歳出のうち、保険給付費と後期高齢者支援金等の合計は57億4,670万7,844円で、全体の76.61%を占めております。

次に155ページの直営診療施設勘定をお願いいたします。

歳入決算額は1億4,700万8,880円、歳出決算額は1億2,605万9,946円、差引額としまして2,094万8,934円を平成27年度へ繰り越しをいたしました。

歳入の状況で主なものとしましては、表にございますが、診療収入の決算額が1億616万8,786円で、前年度比93%。歳出の状況では、総務費の決算額が6,581万7,381円で、前年度比91.2%となっております。

続きまして、158ページをお願いいたします。

こちらは認定第3号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

事業主体は全体を広域連合が実施しておりまして、75歳以上の高齢者及び65歳以上の障害者を対象にしております。

決算の状況としまして、歳入決算額は6億8,468万6,290円、歳出決算額は6億8,214万6,155円、差し引き額は254万135円を平成27年度へ繰り越しをいたしました。

歳入のうち、保険料収入額が5億4,985万1,637円、収入未済額が817万5,763円となっております。一般会計からの繰入金は1億3,055万8,117円でございます。

歳出は、そのほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。額と

いたしましては6億7,232万2,154円となっております。

以上でございます。次は、福祉部長より御説明申し上げます。

○福祉部長兼福祉事務所長（猪飼 明君）

認定第4号：平成26年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

その前にでございますが、おわびを申し上げなければならないことがございます。お手元の実績報告書の一部は誤りがございまして、まことに申しわけありませんが、けさほど議席のほうに正誤表を配付させていただきました。誤りの内容でございますが、実績報告書163ページ、介護予防給付事業の中ほどの居宅サービス数の種類別の表の記載について、中段に介護予防福祉用具貸与を9段目と10段目に重複記載してしましまして、その重複分がそのまま合計欄で計算してしましました。ですので、介護予防福祉用具貸与の1段を削除していただきまして、その分を合計欄から差し引いていただくものでございます。この正誤表をもって訂正させていただきますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、内容について御説明させていただきます。

戻っていただきまして、160ページをごらんいただきたいと思っております。

最初に、保険事業勘定の平成26年度決算の状況でございますが、歳入決算額43億452万4,720円、歳出決算額41億7,318万4,481円、差し引き額1億3,134万239円を平成27年度へ繰り越しました。

その下の表をごらんいただきたいと思っております。

①歳入の状況でございますが、介護保険料は9億6,833万7,300円で、全体の22.5%となっております。その他の主な歳入としましては、国・県支出金合わせて13億8,028万5,760円で32.1%、支払基金交付金が11億4,085万8,000円で26.5%、繰入金7億509万5,066円で16.4%です。

②歳出の状況でございますが、保険給付費が39億917万3,562円と全体の93.7%を占めておりまして、前年度に比べ5.3%の伸びとなっております。

続きまして、はねていただき161ページをごらんいただきたいと思っております。

③の被保険者数ですが、26年度末の第1号、第2号被保険者を合わせて1万8,463人で、前年度末に比べ3.0%の伸びとなっております。

④認定審査会の状況の認定申請件数ですが、在宅、施設合わせて26年度末で3,060人となり、前年度末に比べ10.1%の伸びとなっております。

162ページをごらんいただきたいと思っております。

介護保険給付事業における居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの種類別内訳でございますが、要介護者の増加に伴いまして、前年度に比べ5.1%増加しております。

163ページをごらんいただきたいと思っております。先ほど訂正をお願いしたものでございます。

介護予防給付事業における居宅サービス、地域密着型サービスの種類別内訳でございますが、要支援者の増加に伴いまして、前年度に比べ9.1%増加しております。

167ページをごらんください。

包括的支援事業でございますが、保健師、主任介護支援専門員を地域包括支援センターに増員しまして、相談、マネジメント事業を活発に行いまして増額となっております。

次に、168ページをごらんください。

サービス事業勘定でございます。要支援1と要支援2の方を対象にしました予防給付に係るサービス計画（ケアプラン）を作成する地域包括支援センターによる経費でございます。歳入歳出決算額4,194万7,743円となりまして、前年度に比べ5.7%増加しました。

続きまして、上下水道部長より御説明申し上げます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、認定第5号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

実績報告書の170ページをごらんいただきたいと思います。

農業集落排水事業の平成26年度の決算の状況でございますが、歳入決算額8億8,472万3,682円、歳出決算額8億4,607万3,500円となりました。

歳入のうち、農業集落排水分担金につきましては、予算額2,769万8,000円、調定額2,746万3,630円、収入済額2,380万1,146円、未収入額366万2,484円となっております。

使用料につきましては、予算額2億2,416万3,000円、調定額2億3,918万6,412円、収入済額2億3,006万2,087円、未収入額912万4,325円となりました。

続きまして、171ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、農業集落排水事業の農業集落排水事業費につきましては、市内19施設ございます集落排水施設の使用料と徴収事務及び建設改良事業費等の費用でございます。事業の主なものといたしまして、使用料と徴収事務に係る電算機器保守委託料のほか、佐屋区域の西保地区におきまして、真空管路、マンホール内部機器の更新等の改修を実施いたしまして、施設の機能強化に努めたものでございます。

172ページをお願いいたします。

農業集落排水事業の施設管理費につきましては、市内に19施設ございます集落排水施設の維持管理費用でございます。事業の主なものといたしましては、光熱水費のほか、劣化に伴う各種修繕や佐屋区域の西保地区、本部田、東條地区、佐屋中央地区、永和台地区、立田区域の山路地区、西鶉戸地区におきまして大型機器等の修繕工事を実施し、施設の機能維持に努めたものでございます。

173ページをお願いいたします。

コミュニティ・プラント事業につきましては、永和台クリーンセンターにおけます維持管理費でございます。

続きまして、認定第6号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

175ページをごらんいただきたいと思います。

歳入決算額13億7,808万365円、歳出決算額13億1,896万6,586円となり、5,911万3,779円を翌年度に繰り越しをいたしました。

歳入のうち、下水道事業受益者分担金及び負担金につきましては、予算額5,031万6,000円、調定額7,046万600円、収入済額6,156万9,000円、未収入額889万1,600円となっております。下水道使用料につきましては、予算額8,410万4,000円、調定額9,776万1,151円、収入済額9,685万5,646円、それから未収入額90万5,505円となりました。

176ページから178ページにおきましては、受益者分担金、区域外流入分担金、受益者負担金それぞれの賦課対象面積や減免対象面積、負担金決定額等が記載してございます。

179ページをお願いいたします。

供用開始面積及び処理分区人口でございますが、平成27年3月31日現在で供用開始面積が236.9ヘクタール、処理分区人口が1万3,045人、接続済み人口は7,115人であり、水洗化率といたしましては54.54%となっております。

181ページをお願いいたします。

公共下水道施設建設事業でございます。主なものといたしまして、実施設計委託料、管路布設工事、水道管移設補償費等の支出でございます。

182ページの日光川下流流域下水道事業は、愛知県の建設工事に伴う愛西市分の負担金でございます。

続きまして、水道会計につきまして御説明をさせていただきます。

これにつきましては、決算書のほう298ページをお願いいたします。

認定第7号：平成26年度愛西市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度愛西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。本日提出、市長名でございます。

299、300ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部では水道事業収益の決算額といたしまして、4億4,824万3,119円ございました。支出の部では、水道事業費用の決算額といたしまして、4億6,598万2,935円となっております。

営業費用で約97%近くを占めておりますが、これにつきましては動力費、あるいは県水の受水費、修繕費、人件費等でございます。

301、302ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、収入といたしまして、決算額3,657万5,280円ございました。支出といたしまして、決算額1億4,843万5,625円となっております。

下のほうに記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,186万345円は、減債積立金893万4,039円、過年度分損益勘定留保資金9,646万8,246円及び当年度分消費税資本的収支調整額645万8,060円で補填をいたしております。

続きまして、304ページをお願いいたします。

損益計算書を掲載させていただいております。平成26年度の水道事業純損失につきましては

2,437万4,632円でした。

305ページ以降、各明細書、また322ページ以降には事業報告書を掲載させていただいておりますので、お目通しをしていただきたいと思います。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・報告第3号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第31・報告第3号：平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告をお願いいたします。

○企画部長（佐藤信男君）

報告第3号：平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明いたします。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付して議会に報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

表の上段、愛西市健全化判断比率の段をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結赤字額が生じておりませんので、数値の計上はございません。実質公債費比率につきましては5.0%で、臨時財政対策債、合併特例債の償還額の増加に伴い、交付税算入額がふえた結果、前年度より0.3%減少しております。また、将来負担比率については数値の計上はございません。国が示しております中段の早期健全化基準値及び下段の財政再生基準値を、いずれの項目の数値も下回っている結果となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

公営企業会計における資金不足比率について御説明させていただきます。

水道事業会計、農業集落排水事業等特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも赤字額及び資金不足額が生じておりませんので、数値の計上はございませんので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、認定第1号から認定第7号までの平成26年度決算についてと、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、審査意見書について、代表監査委員の戸谷會治委員より審査結果の報告をしていただきます。

○監査委員（戸谷會治君）

議員の皆様方におかれましては、市民の方々の思いが市政に反映されるよう、市民の代表として御尽力いただいておりますことをこの場をおかりして、深い敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、議長のお許しをいただきましたので報告させていただきます。この報告は、竹村監査

委員の了解を得て、監査委員を代表いたしまして、平成26年度愛西市一般会計・特別会計・水道事業会計決算審査の報告並びに決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告をさせていただきます。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成26年度愛西市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、竹村監査委員とともに平成27年7月1日から7月29日の期間において、審査を実施しましたので、その結果について報告をさせていただきます。

審査においては、附属書類が関係法令に準拠し作成されているかを確認、計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿と証拠書類等を照合し、必要に応じ関係職員から説明を求めるとともに、従来実施した例月出納検査や定期監査の結果を勘案しながら、慎重に審査を実施いたしました。

なお、私戸谷は農業委員会事務局の事務について、農業委員に就任していた時期が重なったため、地方自治法第199条の2の規定により除斥しておりますことを御報告させていただきます。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属資料等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は関係諸帳簿及び証票類と符合し、正確であると認められました。

詳細につきましては、お手元の平成26年度愛西市決算審査意見書のとおりでございますが、その概要について御報告をさせていただきます。

お手元にお配りされております愛西市決算審査意見書というのをお出しいただきたいと思いますが、この意見書の5ページでございますが、5ページの中段の表にありますように、一般会計では予算現額253億7,934万4,250円に対し、歳入決算額が258億8,431万2,509円、歳出決算額は244億1,213万9,322円で、歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰り越すべき財源2億2,751万5,263円を差し引いた実質収支は、12億4,465万7,924円の黒字となっております。

次に、意見書の29ページの中段をお開きいただきたいと思います。

5つの特別会計でございますが、予算現額160億6,872万4,000円に対し、歳入決算額が153億2,392万8,671円、歳出決算額は146億8,957万6,353円となっており、歳入歳出差し引き額は6億3,435万2,318円となり、実質収支は差し引き額と同額の6億3,435万2,318円の黒字となっております。

一般会計、特別会計の決算全体を見ますと、予算現額414億4,806万8,250円に対し、歳入決算額が412億824万1,180円、歳出決算額391億171万5,675円で、歳入歳出差し引き額から翌年度へ繰り越すべき財源2億2,751万5,263円を控除した実質収支は18億7,901万242円の黒字となっております。

市債においては、一般会計決算額が34億6,070万円で、前年度に比べ12億4,410万円の増となっております。一方、特別会計では4億9,450万円と、前年度に比べ4,260万円の減となっております。



次に、42ページをお開きいただきたいと思います。

42ページの表にあります基金においては、財政調整基金初め15基金の合計160億6,275万1,586円で、前年度末現在と比較しますと3億5,499万371円の増となっております。

続いて、総体的な意見を述べさせていただきます。

歳入では、自主財源は前年度に比べ、増加しているものの、その増加の要因は約15億円の基金繰入金や19億円に上る繰越金の増加によるもので、自主財源の根幹となる市税は1億3,000円弱とわずかな伸びにとどまっており、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況の中、平成28年度からは地方交付税が段階的に減額されることとなっており、自主財源の確保や事務事業の見直しによる経費削減が急務となっております。

一方、歳出では、社会保障関係経費や公債費など経常経費の増加が見込まれるなど、本市を取り巻く財政運営は依然として厳しいものがございます。

市税と一般会計における収入未済額について、前年度に比べますと徴収努力もあり3.9%減少しております。なお、平成27年度へ繰り越しがされております地域活性化補助金1億3,183万1,000円を除いた実質的な比較となります。また、特別会計の保険料等の収入未済額についても前年度に比べ0.3%減少するなど、これは適正な債権管理のもとに効果的な施策と収納体制の強化が図られたことによるものであります。引き続き財源の確保と負担の公平、公正性の観点から滞納防止、収納率の向上に取り組まれるよう望むものであります。

また、補助金については、補助金交付の透明性や公平性、補助の実効性を高めるため、各事業の費用対効果を再検証するとともに、現行補助事業を見直し、効果の見込まれる補助事業の選定と重点化など、これまで以上に踏み込んだ視点で、補助事業の適正化に努めていただきますようお願い申し上げます。

続いて、水道事業会計決算について御報告をさせていただきます。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成26年度愛西市水道事業会計決算書について、これも竹村監査委員とともに平成27年6月5日から7月8日の期間において、審査を実施いたしましたので、その結果について報告をさせていただきます。

審査においては、一般会計と同様に附属書類が関係法令に準拠して作成されているか確かめ、計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿と証拠書類等を照合並びに関係職員から説明を求めるとともに、従来実施してきました例月出納検査の結果を勘案しながら、慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果、決算書及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、これら計数は関係諸帳簿と符合し、その内容も正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

詳細につきましては、お手元の平成26年度愛西市水道事業会計決算審査意見書のとおりであります。その概要について御報告をさせていただきます。

50ページを見ていただきたいと思います。

平成26年度の業務実績については、この表のとおり、給水人口2万7,477人、給水戸数9,931

戸で、前年度に比べ給水人口は157人減少し、給水戸数は逆に47戸増加していることなどから、1世帯当たりの人数は減少し、核家族化、単身化が進んでいるものと考えられます。また、年間配水量は294万2,168立方メートル、年間有収水量は272万9,286立方メートルで、ともに前年度よりも減少しておりますが、有収率につきましては92.8%、県下の大体都市部の平均値と同じぐらいですが、前年度に比べ建設改良事業等により1.2ポイント上昇しております。

経営状況につきましては、水道事業総収益4億1,816万1,318円に対し、水道事業総費用は4億4,253万5,950円で、差し引き2,437万4,632円の赤字となっております。

このことについては、市民の節水意識の高まりや節水機器の普及、人口の減少に伴う給水収益が年々減少するなど、収益的収支において、収益の減少が見込まれる中、施設や管路の更新等に係る維持管理経費の増加が見込まれるなど、比較損益計算書における純損失も63ページの表の後段にありますように毎年計上されております。現金預金も徐々に減少してきているのも事実でございます。

また、料金回収率においても、給水原価が供給単価を上回っているなど、給水に要する費用が料金で賄い切れない状態も続いております。

こうした現状を踏まえますと、慢性的な赤字経営の解消を図り、健全な事業経営を継続していくためには、水道料金の適正化は避けて通れない課題だと思われれます。今議会でも上程されておりますが、佐織、八開地区では、合併以後においても異なった料金体系となっておりますので、公平性の観点からも水道料金の統一を含めた料金改定を早急に進めていただき、経営の安定化を図っていただきますようお願いするものでございます。

給水収益は水道事業を支える根幹であり、将来に過大な負担を残さないためにも、未収金の解消に努めていただくとともに、市民に安全・安心で良質な水を安定的に供給することが第一の使命でございますので、先に策定されました愛西市新水道ビジョンや水道事業の財政状況を利用者の方々に周知をしていただくとともに、これからも健全な財政運営が行われますよう期待するものでございます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長から審査に付されました平成26年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても竹村監査委員とともに平成27年7月8日から8月3日の期間、審査を実施いたしましたので、その結果について別冊で配付されております審査意見書に基づき報告をさせていただきます。

審査においては、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に準拠し作成されているかを確認、これらの書類が平成26年度の財政状況の数値として、適正に表示されているかを検証するため、主務課から提出された資料と照合し、必要に応じ関係職員から説明を求めるとともに、審査を実施いたしました。

愛西市の財政健全化判断比率ですが、まず、2ページにあります、福祉、教育、環境、防災など一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示す実質赤字比率、一般会計、公営企業会計等、全ての会計を対象とした実質赤字、または資金の不足額の標準財政

規模に対する比率を示す連結実質赤字比率、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率については、それぞれ確認したところ、健全性が保たれておりました。

また、公営企業ごとに資金不足額の事業規模に対する比率を示す資金不足比率、いずれの会計においても健全性が保たれておりました。

なお、実質公債費比率については、前年度に比べ0.3%改善されており、行財政経営が計画的かつ効率的に実施され、財政運用が適切になされているものと確認いたしました。

この決算審査を実施する段階で、昨年実施しました行政監査の事後フォローもしましたが、市立学校の私費会計については、本年4月1日から事務処理要綱が定められ、これによる適正な処理が、事故の未然防止が図られるものと期待しております。

終わりに当たり、今年度3月末に統合庁舎が全面供用開始となり、市民が多く利用する窓口を集約し、利便性を高めるためワンストップサービスを開始されていると伺っております。

この厳しい財政運営の中、多岐にわたる市民の皆様の要望に応え、地方公共団体として市民に提供できるさまざまなサービスを堅持するためにも、将来に向けて積極的な施策の展開が求められております。

施策や事務事業の効果を検証するとともに、その評価を予算編成に連動させ、より一層の効率的な事業の執行に努めていただくとともに、企業誘致や観光施策等、さらなる財源の確保につながる基盤整備を推進され、市民が住んでよかった、ずっと住み続けたい等、幸せを実感できるよう、安定した行政サービスを継続して提供されるよう切望するものでございます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、愛西市の将来の飛躍・発展のために、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・決算特別委員会の設置について

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

次に、日程第32・決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本定例会に議題となり、提案説明がありました認定第1号から認定第7号の平成26年度決算7件につきましては、委員会条例第6条の規定に基づきまして、決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号の平成26年度決算7件につきましては、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置を決定いたしました決算特別委員会の定数につきましては、7名としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の定数は7名と決定いたしました。

決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において大野則男議員、山岡幹雄議員、近藤武議員、高松幸雄議員、石崎たか子議員、杉村義仁議員、河合克平議員の7名を選任いたします。

それでは、正・副委員長をお決めいただきます間、暫時休憩といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

決算特別委員会の正・副委員長が決まりましたので、事務局長より発表させます。

○議会事務局長（佐藤敏彦君）

失礼いたします。

決算特別委員会の正・副委員長をお決めいただきましたので、発表いたします。

委員長には山岡幹雄議員、副委員長には杉村義仁議員であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

なお、決算特別委員会の日程につきましては、9月17日午前10時から開催を予定しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・諮問第1号から日程第35・諮問第3号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第33・諮問第1号から日程第35・諮問第3号までの愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

失礼をいたします。

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出の市長名でございます。

記といたしまして、氏名、荻野周子。

諮問理由といたしましては、任期が平成27年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、氏名、山田彰子。

諮問理由といたしましては、任期が平成27年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、氏名、真野一恵。

諮問理由といたしまして、任期が平成27年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、諮問第1号から諮問第3号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月4日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時41分 散会